

第3回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和4年11月2日（水） 17時35分～19時10分

【 場 所 】

江東区文化センター6階 第5会議室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）について
- 2 その他

【 資 料 】

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）
資料2 課題検討シート

議 事 要 旨

- 委員長代理 ・ これより第3回の委員会を開会する。
・ 専門的な視点からの意見をいただくため、今回は外部有識者の先生方も出席。忌憚のない意見を述べていただきたい。

【 議題 1 】 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）について

- 事務局 （資料1に沿って説明）
・ 資料1の骨子案は、前回の委員会で説明した課題整理表をベースに、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員等利害関係者との関わり方」「その他」の4つのカテゴリごとに、今後の再発防止策をまとめたもの。詳細は資料2で項目ごとに記載。
・ 骨子は区議会第4回定例会の企画総務委員会へ報告を予定。

- 委員長代理 ・ 個別の項目については、資料2の課題検討シートに沿って説明してもらおうが、まず、骨子案の「1 契約制度の見直し」に対応する項目について、事務局より説明願う。

- 事務局 （資料2の1～9ページに沿って説明）
・ 資料2の課題検討シートは、前回委員会の課題整理表の各項目について、現状と課題をあらためて整理し、他区の状況なども追加したうえで検討を行い、課題整理表における「見直しの方向性」を、できる限り具体的な「見直し案」として、提示させていただくもの。
< 1 - （1）入札方式の見直し >
・ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札を導入。対象は今回の事件が発生した「清掃・建物管理業務委託」と、この業務委託と同様、人件費の割合が多くを占め、契約期間が年度にわたるなど共通点の多い「道路・公園管理業務委託」とする。
・ 希望型指名競争入札について、他の契約への拡大も想定できるが、令和5年度は見直し案で提示した2つの区分で実施し、体制やスケジュールも含めて検証したうえで、令和5年度以降、「契約・入札制度改善検討委員会」において対象の拡大を検討。
< 1 - （2）指名基準の策定 >
・ 現行の指名業者を決定する際の判断事項は、契約係の担当者間で引き継がれていたり、適宜見直しを行ったりしてきたもので、

他の自治体と比べて見劣りする内容ではないものの、明文化がされていない。そのため、判断基準を明文化した基準を新たに策定し、区ホームページ等で公表。

< 1 - (3) 指名委員会の設置 >

- ・業務委託を含む物品の契約は、年間2,000件程度と件数が非常に多いことから、指名委員会では1-(1)で提示した希望型指名競争入札案件を審議対象として、指名業者を選定。審議対象の拡大については、令和5年度以降検討。

< 1 - (4) 予定価格の公表 >

- ・建物・清掃管理業務委託等については、毎年仕様の変更があり、人件費単価も変動するなど、予定価格等を非公表としている理由（例年ほぼ同仕様であるため、次年度の予定価格等を類推されやすい）が当てはまらないこと、また、本区においては従前より、秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止というメリットを重視して、一部工事請負案件の予定価格を入札前公表としていることから、希望型競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表。
- ・公表対象とする予定価格の基準については、実際の案件の規模などもみて、これから決定していくが、工事請負と同様の3,000万円以上が一定のラインと想定。

< 1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し >

- ・複数者からの見積に基づいて支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定する方法について、他の自治体に詳細なヒアリングを行うなどして引き続き検討。また、支出負担行為何額は予算計上額が上限となるため、予算所管課との調整も必要。

< 1 - (6) データの保管方法の強化 >

- ・今回の事件を受け、可能な限りセキュリティを向上すべきとの考えから、入札事務に直接従事する契約係の職員のみがアクセス可能なフォルダを庁内ファイルサーバに新設し、10月31日から運用を開始。

< 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知 >

- ・談合情報対応マニュアルの改定後、区ホームページに連絡先等を常時掲載するが、あわせて、指名業者に送付する指名通知書にも連絡先を記載するなどして、通報を受け付ける体制やマニュアルが存在することをアピール。

< 1 - (8) 入札結果の検証 >

- ・ 第三者機関である入札監視委員会の設置には、委員報酬等の予算措置が必要であるため、見直し案について本委員会で方向性が承認されしだい、令和5年度当初予算に追加要求。

< (業務成績評定による随意契約のあり方) >

- ・ 本項目は、課題整理表に掲載を行ったものの、検討の結果、現在の方針を維持。骨子案には反映せず、検討内容のみを報告。
- ・ 2年目の契約を随意契約としている現在の契約方法から、複数の区で導入されている長期継続契約へ変更することについては、今後慎重に検討。最短で令和6年度の契約から実施。

外部有識者 ・ 契約の種類に「工事」と「物品」の大きな区分があり、業務委託契約が物品の契約に含まれるとの説明であったが、業務委託は通常工事に含まれるという印象。これは江東区独自の区分か。

事務局 ・ 区が発注する案件の入札に参加するための業者登録を、東京都の区市町村等が参加する「東京電子自治体共同運営サービス」で行っているが、その際の共通の区分が、「工事」と「物品」の2種類。「工事」は建設業許可などの専門資格や経営事項審査が必要なものが多く、「物品」はそれ以外で、建物清掃や人材派遣などの委託のほか、モノの購入や印刷物の作成などが含まれるなど、業種の区分が非常に多い。

委員長代理 ・ 業務委託契約1,600件余のうち、清掃・建物管理委託等は110件程度に過ぎないが、他には委託案件はどのような内容か。

事務局 ・ 各種システムの構築や改修、イベントの運営など、業務委託契約の内容は非常に多岐にわたることが特徴。

外部有識者 ・ 1 - (1) の入札方式の見直しについて。複数の方式を併用している区が多いと思うが、今回の見直しにおいて、入札の王道とされる一般競争入札を選択せず、希望型指名競争入札を導入することとした理由は。

事務局 ・ 一般競争入札を導入している区は多いが、その対象は土地の貸付や売却が中心であり、委託案件については希望型指名競争入札を導入している区が多い。一般競争入札の実施には、参加申込者が少ないと再公募とせざるを得ないなど、限られた準備契約の期間で

はハードルが高い面もあり、希望型指名競争入札を選択。

外部有識者 ・ 1 - (4) の予定価格の公表について。平成28年度の包括外部監査では、予定価格3,000万円以上の工事請負契約について、予定価格を入札前公表としている理由が、はっきりと示されていなかったが、事務局から説明のあったとおり、秘密情報を不正に入札しようとする働きかけの防止に重点をおいているためか。

事務局 ・ 入札の透明性や公正性を高めるということが公表の大きな目的だが、入札前公表と入札後公表のどちらが良いかという点については、本区の場合、不正な働きかけを防止するという観点重視して、一定額以上の案件を入札前公表としている。なお、23区では入札前公表としている区が多く、国は入札後公表。

外部有識者 ・ 不正防止には入札前公表が有効だが、前述の包括外部監査では、予定価格を公表している案件のほうが、公表していない案件より明らかに落札率が高くなっていった。落札価格が高止まりする傾向は事実として避けられないと思うが、入札前公表からはじめて、いずれ入札後公表に変更するという選択肢もある。今回、不正防止を目的に入札前公表とするのは理解できるが、経済性という観点からは、落札率などを注視していくことが必要。

委員長代理 ・ 入札前公表・入札後公表のいずれにもメリットとデメリットがあるため、どのようにバランスをとっていくのかが重要。今後、公表を行う予定価格の規模の設定などを検討していく中で、そうした点を十分に考慮していくべき。

外部有識者 ・ 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知について。受付窓口を周知するのは良いが、法に違反する行為が疑われるとの判定は誰が行うのか。また、工事請負契約であれば、公正取引委員会に通報する義務があると思うが、業務委託契約についても同様か。

事務局 ・ 公正取引委員会への通報については、業務委託契約も工事請負契約と同様に対応。法律違反の判定は内訳書の確認や入札参加業者へのヒアリングに基づき、契約係が行うが、その結果、疑いが捨てきれない場合は、公正取引委員会に通報。

- 外部有識者 ・ 資料を見て、江東区の業務委託契約にかかる制度が非常に整っていないかったということを感じ。提示した見直し案をきちんと実施していくには、組織の体制を確立することが必要。指名委員会の設置などには職員の負担も生じるのではと懸念するが、人員体制についての見直しは。
- 事務局 ・ ご指摘のとおり、工事請負契約については近年大幅に見直しが行われ、新しい制度になっている一方、今回事件が起こった業務委託契約については、従前の制度から見直しが行われないまま今日に至っている。
- ・ 今回、契約方式などを見直しの対象を清掃・建物管理業務委託と道路・公園管理業務委託に絞っているが、現行の組織体制も踏まえてスモールスタートとした。見直しの実施後、対象を拡大していくにあたっては、業務の負担増も見据えた検討が必要。
- ・ 現行の工事請負契約を対象とした指名委員会は、副区長と関係部課長で構成されており、開催頻度はおおむね月 1 回、開催時間は 30 分から 1 時間程度。業務委託契約の 110 件程度を新たに審査対象としても、委員の負担は大きく増加しない見込み。
- 外部有識者 ・ 委員会を設置しても、会議のためのマニュアルをきちんと整備しないと、形式的なものにとどまってしまう可能性がある。大変な作業になると思うが、準備をしっかりと進めていくべき。
- 委員長代理 ・ 令和 5 年度の準備契約を進めていくため、早急に検討を行う必要がある項目と、やや時間に猶予がある項目とがある。入札監視委員会の設置や長期継続契約の検討については、少し時間をかけて、検討や準備を行っていくことが可能。
- 副委員長 ・ 江東区の契約制度に課題があるという外部有識者からの指摘は重く受け止めるべき。制度の見直しを進めていくにあたり、平均レベルではなく、さらに上のレベルを目指すことが必要。
- ・ 課題検討シートに「23 区の状況（他区の状況）」欄があるが、「他自治体の状況」とし、23 区に限らず、政令指定都市や都道府県等の好事例・悪事例も記載すべき。本区の事件や検討状況は、他区からも注視されているはずで、23 区を基準に検討を行っているようでは、他区の見本にはならない。

委員長代理 ・次に、骨子案の「2 職員の倫理向上」「3 議員等利害関係者との関わり方」「4 その他」について、事務局より説明願う。

事務局 （資料2の10～14ページに沿って説明）

< 2 - (1) 職員倫理の保持 >

- ・公務員倫理研修は全職員約2,700人を対象に実施。
- ・現行の集合型研修は、大人数を収容できる会場の確保や、参加する職員の職務の都合といった制約が多く、7～8年に1回受講する周期となっているが、その頻度を上げ、基礎・基本の徹底を図るため、eラーニング研修を実施。
- ・現行の集合型倫理研修についても非違行為に特化した内容へと見直しを図り、管理職と係長職はアンケート結果を踏まえて3年に1回、一般職の職員は6年に1回の頻度で、職層に合わせた具体的事例を用いた研修へ再構築。

< 2 - (2) 契約制度の研修・周知 >

- ・公正取引委員会が各自治体へ研修講師を派遣する制度を活用し、早急の再発防止策として、令和4年度中に全管理職を対象とした集合型研修を実施予定。
- ・本年11月に実施する実務研修「会計・契約」においても、本区の入札・契約制度における具体的な秘密事項や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩のリスクなどを説明。

< 3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応 >

- ・利害関係者への関わり方についての基準については、業者・業界団体との関わり方の基準と、議員との関わり方の基準を別々に作成する方針。
- ・不当な要求を受けた際に管理職が相談できる窓口を当面の間という形で設置済みであるが、相談を受けた際の記録のあり方や、解決の手順などを今後検討。

< 4 その他 >

- ・1～3のどのカテゴリにもあてはまらないため、「4 その他」として記載。
- ・議員からのSNSの情報発信や新聞の購読依頼などについては、区議会と調整しながらの検討が必要。

外部有識者 ・2 - (1) 職員倫理の保持について。eラーニングは全職員を対象とするが、集合型研修のように職層別に内容が異なるのではなく、

全員が同じ内容を受講するのか。

- 事務局 ・ 研修内容については今後具体的な検討を進めるが、今回の事件のように指名業者数や指名業者名を漏らすことが法令に違反することを知らなかった管理職がいたというアンケート結果も受け、eラーニングは各分野における基本的事項を確認する機会と位置づけ、職層による差別化は現時点では考えていない。
- 外部有識者 ・ 倫理に関する集合型研修は、あらゆる組織や企業体で行われているが、形式的・アリバイづくりになりがち。内容を深めるためには、課題に記載されているように、個別事項を掘り下げた知識の定着が大事であるが、具体的事例をまとめた資料を作成し、職員が常時確認できるようにすると良い。弁護士の場合は、会報において、具体的な非違事例や懲戒処分が実名入りで公開。
- 委員長代理 ・ アンケートにおいても、公務員倫理に関する研修の充実について、「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」との回答が最多。そうした点も踏まえて事務局から回答を。
- 事務局 ・ 具体的な事項の提供は常時できるのではないかという指摘について、貴重な意見として受け止め、eラーニングの研修内容等へ反映することを検討。集合型研修については、具体的事例を取り上げ、これらについて参加職員がディスカッションや情報交換を行いながら、知識の定着を図れることがメリット。
- 委員長代理 ・ 集合型研修という形にとらわれず、冊子の作成など、職員が定期的に具体的事例を確認できる取り組みを検討すべき。
- 外部有識者 ・ 具体的事例を常時確認できる手段として、職員限定のネット環境を活用してヒヤリ・ハット事例などを提供する方法も提案。
- 外部有識者 ・ 4 その他の新聞の購読について。購読する場合の契約者は区となるのか。また、購読紙の数は。
- 事務局 ・ 各個人が契約のうえ私費で購読料を支払っており、購読紙の数は個人によって異なる。
- 副委員長 ・ 3-（1）議員等利害関係者からの働きかけに対する対応は、職員が一番心配しているところ。契約に関する関わり方については、

整理がある程度容易だと思うが、契約以外に関する関わり方は、飲食の誘いや物品の授受など、内容がさまざま。

- ・「4 その他」に記載の新聞購読の働きかけは、議員からの働きかけであるため、「3-（1）」の項目へ移すべき。そのうえで、議員からのSNSの情報発信のルールは、議会側に伝えて検討していただく内容であるため、「4 その他」のシートは不要。

委員長代理 ・アンケートにおいても、再発防止策について「利害関係者への対応基準の作成」が最多。職員を不正行為から守っていくことが必要。そうした視点から、事務局より補足すべき内容は。

事務局 ・いただいた意見を踏まえて、次回の委員会までに課題検討シートの見直しやブラッシュアップを実施。

委員長代理 ・委員会終了後に、追加の提案や質問が生じた場合は、メールや電話等で事務局に寄せていただく。

【 議題2 】 その他

事務局 ・本日いただいた意見などを踏まえて、骨子を確定する予定。

委員長代理 ・以上で第3回の委員会を終了する。